

納付訴訟
返訴
手当
退職
取

元五個荘町長の訴え棄却

地裁 「処分」に違法性なし

東近江市長が、小串勲・元五個荘町長に、町長在職中の刑事事件で禁固以上の刑に処せられたとして、市条例に基づいて退職手当の返納を命じたのに対し、小串元町長が「手当は条例施行前に支給されている」と、同市に対して同命令を取り消すよう求めた訴訟の判決が26日、地裁であった。

稲葉重子裁判長は、手当を支給した

町は昨年2月、組合を脱退。合併で東近江市となり、同時期、「東近江市職員」の退職手当に関する条例が施行され、同年8月、同市

判決によると、小串元町長は1991年2月から2003年1月まで町長に在職。町は同組合に加入しており、同組合は小串元町長に退職手当約1486万円を支給した。

長が同条例などに基づき、小串元町長に約1442万円の返納を命じた。

これに対し、原告側は「処分は憲法の保障する法律不遡及の原則に反し、違法」と主張していた。

18.6.27 Y

退職金返納撤回 元町長の訴え棄却

「適法」と大津地裁

滋賀県の旧五個荘町の小串勲元町長が、合併で誕生した東近江市に退職手当の返納を命じられることについて、支給時になかった市の条例での処分は違法として、市に返納命令の取り消しを求めた訴訟の判決が二十六日、大津地裁であった。稲葉重子裁判長は「処分は適法だった」として、訴えを棄却した。

判決によると、小串元町長は五個荘町長を二期務めて、二〇〇三年二月に任期満了で退職し、滋賀県市町村職員退職手当組合から約千五百万円を支給された。その後、在職中にかかわった業務上横領罪などで懲役二年六月、執行猶予四年の有罪判決が確定したことから、東近江市は同年八月、

市条例に基づいて退職手当のうち約千四百万円の返納を命じた。
稲葉裁判長は「返納の理由を定めた組合と市の条例は内容は同一で、原告に不利益は生じない」と判断した。

18.6.27 K